

店舗改修費用 20万円 補助します

(対象経費の10分の1)

さらに！！

大牟田市立地適正化計画で定めた都市機能誘導区域では、

補助率 **10分の2**、最大 **40万円** の補助になります

市内で店舗を営んでいる方が、市内の施工業者を利用して、お店の改修工事をされる場合に、その費用の一部について補助を受けることができます。

市外にお住まいの方で、大牟田市内で営業されている方も対象になります。

内装

壁紙張替え

床補修

外装

外壁の塗装

外看板設置

設備

厨房・トイレ

工事

○補助対象業種

日本標準産業分類に定める「小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「娯楽業」、「生活関連サービス業」、「教育、学習支援業」、「情報通信業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」に該当する業種。

※バー、キャバレー等の風営法に基づく許可・届け出の対象となる営業の業種を除く

○要件

自ら営業していること



制度詳細、申請方法等については、大牟田市ホームページでご確認いただくか、産業振興課商業・サービス業支援担当までお問い合わせください。

〔問い合わせ先〕

大牟田市産業振興課 商業・サービス業支援担当

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

TEL.0944-41-2762 FAX.0944-41-2751

ホームページ <http://www.city.omuta.lg.jp/>

令和3年度 まちづくり基金事業費補助金(市内全域店舗改修)について

市内の施工業者を利用して、店舗を改修される場合にその費用の一部を補助金として交付します。

《補助の対象となる要件》

補助対象者	(対象業種) 「小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業」、「娯楽業」、「教育、学習支援業」、「情報通信業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「医療、福祉」、「サービス業(他に分類されないもの)」 ※風営法に基づく許可・届け出の対象となる営業の業種を除く (対象要件) <ul style="list-style-type: none">・市内の店舗で自ら事業を行うもの・市税(法人税)を完納していること
補助の対象となる物件	・市内にある営業(予定)用の店舗 (賃貸物件可。但し、賃貸借契約を締結し、店舗所有者の承諾がある物件に限る。) ※市内店舗の移転は、都市機能誘導区域外から区域内の移転のみ対象
補助金額	・補助対象工事に要する費用の10%に相当する額(上限20万円) ・立地適性化計画の都市機能誘導区域の場合は、 補助対象工事に要する費用の20%に相当する額(上限40万円)
補助対象工事	・店舗の機能性や利便性を高める改修工事。 (改修工事例) 内装工事、外壁塗装、外看板(構造物に固定したもの)、トイレ改修工事等 ※家電製品の機器費や施工業者によらない自己で行う工事は対象外 ※雨漏り工事、屋根補修など躯体整備にかかる工事は対象外 ・市内の施工業者(中小企業者)が請負う工事 ・補助金申請額が1万円以上となる工事
必要書類	・認定申請書等(収支計画、工事概要、誓約書兼役員等名簿及び照会承諾書) ・見積書 ・施工前写真 ・事業実施場所の見取図(レイアウト) ・賃貸物件の場合: 賃貸借契約書の写し及び承諾書 ・業種の確認できる書類(開業届、確定申告書、許認可証等) ・法人の場合: 履歴事項全部証明書 ・滞納のない証明書 ・その他市長が必要と認める書類
その他	・ <u>交付決定前に着工した工事は対象となりません</u> ・補助を受けようとする物件について、開設や改修工事における補助金を受けていないこと(過去交付分を含む) ・チェーン店・フランチャイズ店においては、本部から改修費用の補助がないこと